

平成23年5月11日
化学物質対策課

東日本大震災がれき処理作業における石綿モニタリングの考え方（案）

1 目的

東日本大震災におけるがれき処理作業に伴う作業者の石綿へのばく露の実態を把握する。

2 基本的な考え方

- (1) 基本的に、住宅地、市街地と工場地域において、また建築物等の解体とがれきの集積作業において、石綿へのばく露状況が異なることが考えられるため、様々な地域、作業についてモニタリングを行う。
- (2) 晴雨、風速、湿度等の天候の状態によって、石綿粉じんの発生状況が異なることが考えられるため、できる限り、最も状況が悪化すると考えられる、晴、無風、低湿度となる日を優先するものとする。
- (3) モニタリングの手法は、以下の2種とする。
 - ア 発じんの最も激しいと思われる箇所の風下で、安全を保ちうる最も近い定点におけるモニタリング
 - ロ 個人サンプラーによる個人ばく露濃度測定
- (4) 海底・川底などのがれき処理については、対象としない。

3 測定を行う場所・作業等

モニタリングは、労働者及び測定者の安全を確保し、以下の範囲で、可能な限り多くの条件下で測定するものとする。

- (1) 測定を行う場所は以下の地域でそれぞれ行うものとする。
 - ア 住宅地（住宅の集中する地域）
 - イ 市街地（コンクリート造の店舗、事務所等のある地域）
 - ウ 工場地帯
 - エ 港湾地区
- (2) 測定を行う作業は、以下のそれぞれについて行うものとする。
 - ア 建築物（コンクリート造の建築物）の解体
 - イ がれきの集積
 - ウ がれきの仮置き場、集積場における作業
 - エ 鋼製船舶の解体（溶断）

(3) 個人サンプリングは以下のそれぞれの作業者について行う。

- ア 重機のオペレーター
- イ 重機の周辺の作業者
- ウ がれき運搬のトラックの運転手
- エ 鋼製船舶の解体にあたる作業員

4 その他（測定に当たっての条件）

- (1) 作業者には呼吸用保護具の着用を徹底する。
- (2) 石綿を含有するがれきが確認された場合は湿潤化（又は薬剤の塗布）を行うものとする。
- (3) 破損した建築物等の解体に当たっては、法令及び環境省「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル作成検討会」に従って作業を行うものとする。
- (4) 測定結果は、対象の事業者に対して通知し、事業者から関係労働者に周知するものとする。